



鳥取県公報

平成 26 年 12 月 24 日(水)
号外第 1 2 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(62) (議会事務局議事・法務政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県議会議員の期末手当の支給割合を知事等と同じ支給割合に改める。

2 条例の概要

- (1) 議員の期末手当の支給割合について、6月分は100分の133.5（現行 100分の132）と、12月分は100分の142.5（現行 100分の142）とする。ただし、平成26年12月分は100分の144とする。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成27年4月1日とする一部を除き、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第62号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の132、12月に支給する場合には<u>100分の144</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の132、12月に支給する場合には<u>100分の142</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の133.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の132</u>、12月に支給する場合には<u>100分の144</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後条例の規定による給与の内払とみなす。